平成２３年（フ）第１６０号
埼玉県越谷市大字袋山2050番地１　ニートマルイビル803、前住所埼玉県越谷市大字袋山1184番地９　ケイクリーン203号
債務者　池田　大輔
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
埼玉県越谷市大字大房918番地１　608
債務者　大谷　祐一
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１９６号
埼玉県三郷市半田207番地４
債務者　蛯原ひろゑ
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
埼玉県越谷市七左町７丁目25番地８、旧住所東京都江戸川区東葛西４丁目32番７号　グッドフラット305
債務者　田中　清美
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前181番地８　メゾン弥生４―101
債務者　百瀬　信彦
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１１４７号
大阪府豊中市上野西４丁目７番16―210号
債務者　髙宮　幸子
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１５７号
大阪府守口市橋波西之町１丁目14番４号
債務者　古川　隆史
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２３４号
大阪市北区松ケ枝町４番16号コアシス北401号室
債務者　松井　和恵
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３５４号
大阪府寝屋川市上神田１丁目９番７号
債務者　増田　章生
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３６１号
大阪市鶴見区鶴見３丁目４番９―1004号
債務者　濵　　律子（旧姓迫）
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３９４号
大阪府吹田市垂水町１丁目８番25―206号
債務者　堀　　惠子
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５０３号
大阪市港区築港３丁目３番３―106号
債務者　藤田　恭子
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５０５号
大阪府箕面市稲１丁目１番26号
債務者　松下　　滋
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５２３号
大阪府吹田市五月が丘南21番12―406号
債務者　至田　寛司
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５７９号
大阪市鶴見区横堤４丁目17番23号ニシキハイツ310号
債務者　宇都宮　靖
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６７０号
大阪府池田市伏尾町14番地の２―418号
債務者　葉田　秀樹
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７２０号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番８―107号
債務者　長岡　法人
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７６０号
大阪市淀川区塚本５丁目８－２、住民票上の住所大阪市淀川区新北野１丁目13番４号　デセンシア91―901号
債務者　鎌田　吉夫
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで大阪地方裁判所第６民事部